

公益財団法人青森学術文化振興財団資産運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団の資産の運用指針、運用手続き等について必要な事項を定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(適用される資産)

第2条 この規程が適用される資産は、基本財産及び特定資産とする。

(資産管理責任者)

第3条 前条に掲げる資産を適正かつ効率的に運用するため、資産管理責任者を置く。

2 資産管理責任者は、常務理事をもってこれに充てる。

(基本方針)

第4条 基本財産及び特定資産は、元本償還が確実であり、かつ、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で運用を行うものとする。

(運用対象)

第5条 資産の運用の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 預貯金
- (2) 国債
- (3) 政府保証債
- (4) 財投機関債（政府保証なし）
- (5) 地方債

2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、同項各号に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

(運用指針)

第6条 資産の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則を十分に理解し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等のポートフォリオを勘案し、分散活用を図るものとする。

- (1) 安全性（信用性）
- (2) 収益性
- (3) 市場性（換金性）

2 資産運用総括表等を作成し、総合的、計画的、機動的及び効率的な運用に努

めるものとする。

- 3 基本財産の安定化及び資産運営の健全化を図るため、資産安定基金等の計画的な積立に努めるものとする。

(運用手続き)

- 第7条 資産管理責任者は、運用に当たっては、あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

(理事会等への報告)

- 第8条 資産管理責任者は、少なくとも年1回又は必要に応じて随時、理事会において、資産運用の状況を報告しなければならない。

- 2 資産管理責任者は、定時評議員会において、前事業年度の資産運用の経過及び結果を報告しなければならない。

(非常時の対応)

- 第9条 資産管理責任者は、保有する債券等の格付機関による格付が著しく低下する等、資産運用に関して、重大な変動が生じた場合には、直ちに理事長に報告し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により措置を講じた場合には、その結果を速やかに理事会及び評議員会に報告するものとする。

(改正)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。

(経過措置)

改正後の第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定は、この規程の施行の日以後に運用を開始する資産について適用し、同日前から運用中の資産については、なお従前の例による。

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。